

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第 3 号）（行財政局人事部人事課）

国家公務員の例に準じ、次のとおり、職員の退職手当について新たな支給制限、返納等の制度を設けることとしました。

1 退職手当の支払前において退職手当の支給を制限することができる範囲の拡大

従前は、退職手当（失業者の退職手当を除く。以下同じ。）の額が支払われていない場合において、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき犯罪行為をしたと認めるときは、当該退職をした者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととしていましたが、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときは、当該行為が犯罪行為であるか否かにかかわらず、当該退職をした者に対し、退職手当の額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとしました。

2 退職をした者に対し退職手当の返納を求める範囲の拡大

従前は、退職手当の額が支払われた後において、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき犯罪行為をしたと認めるときは、当該退職をした者に対し、退職手当の全部又は一部を返納させることができることとしていましたが、退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときは、当該行為が犯罪行為であるか否かにかかわらず、当該退職をした者に対し、退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができることとしました。

3 遺族等の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族等に対し退職手当の額が支払われた後において、当該死亡による退職をした者等が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為を

したと認めるときは、当該遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができることとしました。

#### 4 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者又はその遺族に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に上記2又は3の退職手当の返納の処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができることとする等の措置を講じました。

#### 5 人事委員会への諮問

退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならないこととしました。

この条例は、平成22年7月1日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第3号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 退職手当（第2条の2～第8条）

第3章 退職手当の支給制限等（第9条～第16条）

第4章 雑則（第17条～第21条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第1条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 前項各号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同項第2号及び第4号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人が、代表者として退職手当の支給を受ける手続を行わなければならない。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第2条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項本文中「退職手当（第9条の規定によるものを除く。）」を「一般の退職手当等（次条から第3条の2まで及び第6条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「退職手当」を「一般の退職手当等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章 退職手当

第3条第1項第3号中「退職した者」の右に「（第10条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「在職期間」を「基礎在職期間（職員としての引き続いた在職期間並びに企業職員が引き続いて職員となった場合におけるその者の企業職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他別に定める者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間（これらの在職期間以外の期

間のうち、その者が在職していた公営企業又は地方公共団体等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。)をいい、その者がこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。以下同じ。)」に改める。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「在職期間（企業職員又は職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他別に定める者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の企業職員又は職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた公営企業又は地方公共団体等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。以下同じ。）を含むものとする。ただし、その者がこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間については、この限りでない。以下同じ。）」を「基礎在職期間」に改め、「月から」の右に「その者の基礎在職期間の」を加え、「次条第3号」を「第4条第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（退職手当の調整額の不支給）

第3条の3 前条の退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条の規定による退職手当の基本額が支給されない者
- (2) 第3条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

第4条各号列記以外の部分中「職員としての引き続いた在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同条第1号中「職員となった日の属する月から退職した日」を「その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日」に改め、同条第

2号中「場合」の右に「(第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、「の翌日」を「又はその翌日」に改め、同条第4号中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第5条から第6条の2までを削る。

第7条中「第6条第1項に規定する」を削り、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条第1項中「退職手当の」を「一般の退職手当等の」に改め、同条を第7条とする。

第10条各号中「引き続きた在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の章名及び2条を加える。

### 第3章 退職手当の支給制限等

(定義)

第9条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有する機関をいう。

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退

職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響（以下「支給制限に係る考慮事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、通知をすべき内容を市役所及び区役所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第11条から第14条までを次のように改める。

(退職手当の支払の差止め)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め

られているものに限る。刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。  
以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合  
において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴  
をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていな  
い場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当  
管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止  
める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が  
逮捕されたとき、又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは  
調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき  
であって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼  
を確保するうえで支障を生じると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職  
員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為（在職期間  
中の職員又は企業職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に  
照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をした  
ことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 次に掲げる者（以下「死亡退職者の遺族等」という。）に対しまだ一般の退職手当  
等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職  
に係る退職手当管理機関は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該一般の退職手当  
等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 死亡による退職をした者の遺族



(2) 退職をした者（死亡による退職の場合には，その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は，行政不服審査法第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては，当該支払差止処分後の事情の変化を理由に，当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し，その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について，その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく，かつ，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第7条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第7条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われ

ていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、支給制限に係る考慮事情及び第10条第1項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡退職者の遺族等に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該死亡退職者の遺族等に対し、支給制限に係る考慮事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分につい

て準用する。

- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第7条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、第7条の規定により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第7条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、同項の規

定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第10条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第14条 死亡退職者の遺族等に対し一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、支給制限に係る考慮事情のほか、当該死亡退職者の遺族等の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

2 第10条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

第19条を第21条とし、第16条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職に係る退職手当は、支給しない。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条及び章名を加える。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する京都市行政手続条例第16条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当

該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第11条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第11条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部

に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得し、又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。

7 第10条第2項並びに第13条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第13条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への諮問)

第16条 退職手当管理機関は、第12条第1項第3号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。



- 2 人事委員会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあったときは、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 人事委員会は、必要があると認めるときは、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 4 人事委員会は、必要があると認めるときは、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 前3項の規定による手続に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 第4章 雑則

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項を次のように改める。

- 2 京都市職員退職手当支給条例第3章（第11条第8項を除く。）の規定は、教職員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第10条第1項中

「係る一般の退職手当等」とあるのは「係る一般の退職手当等（国家公務員退職手当法第2条の4から第6条の5までの規定による退職手当に準じて定められた退職手当をいう。以下同じ。）」と、同条例第11条第9項前段中「第7条の規定による」とあり、及び「同条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と、同項後段中「同条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と、第13条第1項各号列記以外の部分中「第7条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と、「第7条の規定により算出される」とあるのは「別に定める」と、同条第2項中「第7条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と読み替えるものとする。

4 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「職員としての引き続いた在職期間」を「同条例第3条第2項に規定する基礎在職期間」に改める。

5 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「職員としての引き続いた在職期間」を「その者の基礎在職期間（退職手当条例第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）」に改める。

6 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「在職期間」を「基礎在職期間（京都市職員退職手当支給条例第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）」に改める。

（行財政局人事部人事課）